

平成26年度 公益財団法人秋田県女性会館 第4回理事会議事録

1 日 時 平成27年3月3日(火) 午後1時30分から3時30分まで

2 会 場 秋田県女性会館第2実技研修室

3 出席者 理事現在数9名 定足数5名

[理事出席者] 代表理事 高山万紀子 業務執行理事 石山 成子

理事 小玉喜久子 理事 中川 聖子 理事 鈴木 悠子

理事 烏 トキエ 理事 柴田 照子 理事 佐藤 陽子

(以上8名)

[監事出席者] 監事 小林 章

(以上1名)

欠 席 者

[理事欠席者] 理事 伊藤 武子

(以上1名)

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館理事及び監事選任規程(案)について

第2号議案 今後の役員候補選出の方針及び日程等について

第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館貸金規程(一部改定案)について

第4号議案 公益財団法人秋田県女性会館寄附金取扱規程(一部改定案)について

第5号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産について

[報告事項]

(1) 立入検査の結果について

(2) 団体交渉等について

(3) 第5回理事会の日時について

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規程に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。はじめに本理事会は、定款第36条の規程に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認した。

[決議事項]

(1) 第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館理事及び監事選任規程(案)について

第1号議案について、業務執行理事より資料に基づき説明が行われた。続いて代表理事より、資料をもとにこれまでの評議員・理事・監事の選任方法の変遷について、補足説明が行われた。その後質疑が行われ、原案どおり出席者全員一致で承認された。

なお、評議員会に対しては、定款第19条に基づく決議の省略の方法で、評議員全員に代表理事名で提案書を発し、全員から同意書により第1号議案の承認を得ることによって評議員会の決議があったものとみなし、その日をもってこの規程は施行されることになる旨が承認された。

(2) 第2号議案 今後の役員候補選出の方針及び日程等について

第2号議案について、代表理事より説明が行われた。

決議の省略の方法で評議員会に発する提案書第1号議案が承認された場合、続いて提案書第2号議案で理事会に対して次期の理事候補者提出の依頼の決議を行うことになるが、その決議があった段階で理事会は評議員会からの要請を受けて理事候補者の選出に取りかかることが承認された。

なお、理事会が次期候補者を選出する場合の方針については、現行の理事会体制等を評価しながら次回以降の理事会で協議を継続していくことが承認された。

(3) 第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館賃金規程（一部改定案）について

第3号議案について、業務執行理事より資料に基づき説明が行われた。その後質疑が行われ、原案どおり出席者全員一致で承認された。

(4) 第4号議案 公益財団法人秋田県女性会館寄附金取扱規程（一部改定案）について

第4号議案について、業務執行理事より資料に基づき説明が行われた。その後質疑が行われ、原案どおり出席者全員一致で承認された。

(5) 第5号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産について

第5号議案について、業務執行理事より資料に基づき説明が行われた。その後質疑が行われ、原案どおり出席者全員一致で承認された。

[報告事項]

(1) 立入検査の結果について

平成27年1月14日（水）に行われた行政庁（秋田県）からの立入検査について、伝票等の書類がよく整理されているなど検査員から評価されたことの報告が、代表理事より行われた。なお、指摘された事項に関しては、今後改善を図っていくことについても了承された。

(2) 団体交渉等について

労働審判（平成26年12月16日）の結果の再報告と団体交渉（平成27年2月25日）についての報告が代表理事より行われた。その後質疑が行われ、出席者全員に了承された。

(3) 第5回理事会の日時について

出席者全員の今後の都合に基づき、3月23日（月）午後1時半から3時半まで開催することが承認された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事及び監事は次のとおり署名押印する。なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

平成27年3月23日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事

高山万紀子



監事

小林章

